

日本海側拠点港「京都舞鶴港」の 機能強化について

【担当省庁】国土交通省、法務省

日本海側拠点港としての京都舞鶴港のコンテナ・フェリー・クルーズ機能の強化

発展著しい東アジア諸国の経済成長を戦略的に取り込むため、関西経済圏における日本海側唯一のゲートウェイであり、日本海側拠点港にも位置づけられた京都舞鶴港の機能強化を図り、以下の整備を促進していただきたい。

1 国際海上コンテナ機能の強化（舞鶴国際埠頭）

物流岸壁の選択と集中を徹底しつつ、コンテナ・バルク貨物のバランスのとれた物流を確保するため、国直轄事業で整備中の岸壁の機能強化（コンテナ船・バルク船等2隻が同時着岸可能となる整備）（図面A- ）

国直轄で整備中の舞鶴国際埠頭への臨港道路（上安久線）の早期供用（図面A- ）

「港湾機能高度化施設整備費補助金」の補助対象要件の拡充（日本海側拠点港に対する大型荷役施設整備を補助対象に追加）

港湾機能高度化施設整備費補助金

国際コンテナ戦略港湾へ集荷することが補助要件となっている荷役機械について、日本海側拠点港「国際海上コンテナ」機能で選定された港湾も対象に追加。

2 国際フェリー機能の強化（前島埠頭）

東アジア地域と我が国の経済連携を戦略的に推進するため、国直轄事業で整備中の前島埠頭（2号岸壁）の早期完成（図面B- ）と埠頭北側に計画している国際フェリー岸壁（3号岸壁）の整備を国直轄事業に指定（図面B- ）

3 外航クルーズ機能の強化（舞鶴国際埠頭・第2埠頭）

国直轄事業で整備中の第2埠頭岸壁の老朽化対策の早期完了

国家戦略として大型外航クルーズ船の寄港を増やし、世界中の人を地域に呼び込むため、第2埠頭増深事業を新たに国直轄事業に指定（図面C- ）

「港湾機能高度化施設整備補助金」の旅客の乗降・待合等のターミナル上屋施設に対する補助要件の緩和

港湾機能高度化施設整備費補助金

一埠頭あたりの利用乗降客数 10 万人 / 年（補助要件）を 3 万人 / 年程度までの緩和

クルーズ船入港時の審査手続が短時間で終わるように、人員確保等による C I Q 手続きの円滑化・迅速化

C I Q：税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）

南海トラフ地震発生時の国土のリダンダンシーの確保

太平洋側のバックアップ機能の確保を図る観点から、日本海側拠点港である京都舞鶴港について、以下の計画的な施設管理や整備を促進していただきたい。

1 港湾施設の適切な維持管理によるトータルコストの縮減

国有港湾施設については、予防保全計画に基づき、長寿命化を図る予防保全を国直轄事業により実施

国直轄事業で整備中の第 2 埠頭岸壁の老朽化対策の早期完了
（再掲）

港湾管理者が管理する施設の長寿命化のために必要となる予算の確保

2 日本海側のアクセス道路の整備促進

京都縦貫自動車道の平成 26 年度全線供用開始・国道 27 号西舞鶴道路等京都舞鶴港へのアクセス道路の整備（図面 D- ）

< 現状・課題等 >

京都府北部地域の活性化に向けて、地域にインパクトを与え、太平洋側に一軸・一極集中した脆弱な国土構造、高速道路のミッシングリンクを解消し、京都北部日本海側地域新時代の創造に結びつけるためのハード・ソフトの多様な施策・事業を行政、経済界、地域が一丸となった協議会を組織して推進

【京都府の担当部局】

商工労働観光部	海外経済課	075-414-4844
建設交通部	港湾課	075-414-5304